平成２９年（フ）第５９号
三重県伊賀市小田町１－１　フォレストコート101号、住民票上の住所名古屋市西区名駅２丁目27番２号　グリシーヌ名駅203号
債務者　西本　有都
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１４６号
兵庫県川西市中央町18番23号203
債務者　桐山こと　藤川　達也
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３３１号
兵庫県姫路市久保町122番地グランドハイツ202号
債務者　森澤　敏明
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３４５号
兵庫県姫路市下手野４丁目10番６－303号メゾン・ド・サンパティーク
債務者　池尻　浩一
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３４９号
兵庫県加古川市尾上町長田71番地の６
債務者　浅井　　修
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３５０号
兵庫県加古川市尾上町長田71番地の６
債務者　浅井　町子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２２３号
奈良県生駒市南田原町1230番地138
債務者　後藤　世子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２２８号
奈良県大和郡山市北西町163番地４
債務者　喜多　智大
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１６４号
奈良県北葛城郡上牧町下牧７丁目２番19号、前住所奈良県天理市石上町762番地12
債務者　佐賀　里美
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
鳥取県境港市湊町62番地１、前住所島根県松江市八束町二子190番地１
債務者　安部　彩香
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２８号
島根県浜田市長沢町306番地19
債務者　木嶋紀代子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第５４８号
広島市南区宇品西５丁目11番１－1003号
債務者　安野　由香
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３１号
広島市東区戸坂新町２丁目１番27－402号
債務者　河野　貴丸
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３２号
広島市西区大芝１丁目12番７－105号
債務者　村岡　辰男
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３３号
広島市南区東本浦町７番36－204号
債務者　石﨑　深雪
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８号
広島県尾道市高須町599番地　サンリットＦシーズンズハウスＢ103号
債務者　角橋　静香
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１０１号
徳島県名西郡石井町藍畑字高畑371番地
債務者　桑内俊太郎
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
徳島地方裁判所民事部